

第
4455
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 4月 2日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中間申告と予定申告

Q：法人税の中間申告の方法には、予定申告と仮決算による中間申告とがあるそうですが、どう違うのですか？

A：次のように違います。

【解説】

事業年度が6ヶ月を超える法人で、次の算式により計算した金額が10万円を超える法人は、原則として、中間申告をしなければなりません。

前事業年度の確定法人税額×6÷前事業年度の月数(1ヶ月未満は1ヶ月とします)

中間申告の方法には、予定申告による方法と仮決算による方法があって、いずれか選択することが認められます。中間申告書は、事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に提出するとともに申告書に記載した法人税額を納税しなければなりません。

① 予定申告

予定申告とは、前事業年度の確定法人税額の6ヶ月相当額により申告する方法で、上記の算式で求めた税額を納めることとなります。

実務では、あらかじめ申告に必要な金額等が記載された申告書が税務署長から送られてきますので、それに署名押印して申告することとなります。

② 仮決算による方法

仮決算による中間申告とは、事業年度開始の日以後6ヶ月の期間を1事業年度とみなして法人税の計算をする方法です。申告は、確定申告と同じですが、一定の場合にはこの方法による申告ができないこととなっています。

